

「地域商業の活性化に関する条例」の点検及び指針・方策の検討状況・スケジュール

経済部中小企業課商業振興係
令和 5 年（2023 年）1 月

区 分	条 例	施行規則	地域貢献活動指針	地域商業活性化方策
策定・施行等の根拠及び経緯	○H24.3.30：条例第 12 号 H24.4.1：施行 ※関連法等の条項ずれによる改正あり	○条例第 37 条（規則への委任） ○H24.8.31：公布・施行 （大型店関係：H24.10 施行） ※関連法等の条項ずれによる改正あり	○条例第 10 条（活動指針の策定） ○H24.8.31：公表 ○H30.4.1：改訂	○条例第 9 条（取組指針の策定） ○H24.8.31：公表 ○H30.4.1：公表（第 2 期）
点検の根拠等	○条例附則第 6 項（検討） 「条例施行日から起算して 5 年経過毎に、社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行状況等について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる」		○条例の点検に合わせ、これまでの成果や地域の要望、現状に即しているかといった観点で点検	○条例の点検に合わせ、主たる取組状況や地域商業を取り巻く現状と課題を踏まえ検討の上、策定
R 4 年度	4～7 月	○調査（市町村アンケート、商店街実態調査）・分析（地域貢献活動実施状況報告書） ○条例の施行状況、方策、指針に基づく取組状況のとりまとめ		
	8 月	○北海道商工業振興審議会において商業活性化部会設置を協議（点検等の審議を付託）		
	11 月	○第 1 回商業活性化部会（条例・施行規則の点検、現行指針の推進状況・改訂内容検討、現行方策の推進状況・新たな方策検討） ※総合的な地域商業活性化施策の展開の方向性を審議		
	検 討 状 況	○現行どおり継続 ・条例の見直しの視点に沿って点検を行った結果、現行条例の目的や基本理念、各規定は、概ね妥当であり、本条例を現行どおり維持することが適当 ・規則に定めた各種様式や特定小売事業施設の基準面積については、届出にあたっての不具合等はなく、現状の規定が妥当	○令和 5 年 4 月改訂(素案) ・「ユニバーサルデザインへの対応」や「地球温暖化対策の実施」などの項目を追加 ・商店街組織への積極的加入の強調、商店街デジタル化への協力を追加	○方策(第 3 期：R4～R 9)(素案) ・コロナ禍の影響を踏まえた「集客・売上の回復・確保」や域外需要の取り込みを見据えた「デジタル化への対応」など重点的に取り組むテーマを設定し、具体的な取組例を明文化
		○経済委員会（4 定前日委員会：商業活性化部会での検討状況を報告）		
	11～1 月	/	○パブコメ（11/30～1/4）・対応整理（指針改訂素案・新方策素案） ○地域商業活性化推進会議への意見照会（指針改訂素案・新方策素案） ○ 第 2 回商業活性化部会（パブコメ・推進会議を踏まえた修正案を審議）	
	2 月		○北海道商工業振興審議会（検討結果、指針改定案・新方策案を報告） ○地域商業活性化推進会議（部会の検討結果を情報共有） ○経済委員会（1 定前日委員会：指針改訂案・新方策案を報告）	
	3 月		○1 定議会閉会后、指針改訂・新方策を決定	
R 5 年度	4 月		○令和 5 年 4 月改訂公表	○新たな方策(第 3 期)公表